

告 示

埼玉県告示第百八十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

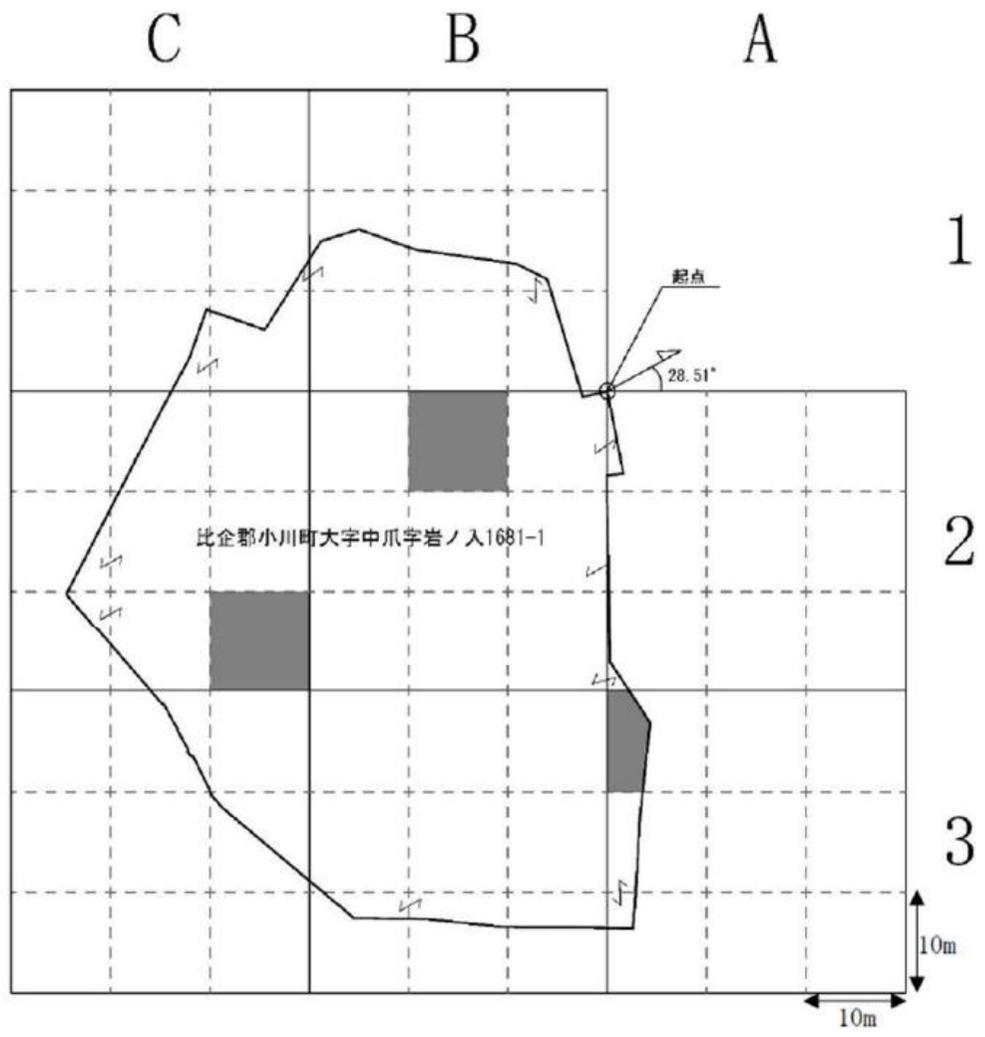
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県比企郡小川町大字中爪字岩ノ入千六百八十一番一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



1
起点
起点は埼玉県比企郡小川町大字中爪
字岩ノ入 1681 番 1 の敷地内とする。

2
格子の回転角 28.51°

□ : 30m 格子 (30m×30m=900m²)

□ : 単位区画 (10m×10m=100m²)

□ : 調査対象範囲

↯ : 区画の統合

■ : 形質変更時要届出区域に指定する区画

3
※調査対象範囲は、全域が同一地番内である。